

報告第十八号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十八年十一月二十九日

江戸川区長 多田正見

和解調書（総括表）

1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金 (子ども家庭部児童女性課)	166,131 円	1 件
合 計	166,131 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金
 担当部課 子ども家庭部児童女性課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	166,131 円	平成28年9月27日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第29424号	平成23年11月29日	元金 135,000 円 遅延損害金 31,131 円	平成28年11月から平成30年2月まで 毎月5日限り10,000円ずつ 平成30年3月5日限り6,131円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
計	166,131 円	/	/	/	/	/	/